

○議長（茅沼隆文）

それでは、引き続き、一般質問を行います。

2番、山田貴弘議員、どうぞ。

○2番（山田貴弘）

皆様、こんにちは。2番議員、山田貴弘です。先に通告いたしました、1項目の目的をもった公有地利用の利活用計画を、について質問させていただきます。

開成町では、年間を通じてあまり有効活用されていない公有地をいくつか所有している現状があります。

一般の所有であれば固定資産税等の確実な収入が見込まれます。公有地は維持管理経費がかかることから、将来における計画を含め、当面の利活用計画等を示す必要があると考えているところであります。

そこで（１）「中部地域」松ノ木河原地区の公有地は、あじさいまつりの臨時駐車場として活用しているものの、年間を通じた活用として稼働率が低い状況であります。そこで私から公有地の利活用の提案をいくつか示させていただきたいと思えます。

①キャンピングカーやレジャー用多目的車等、車中泊で旅行する人の受け入れ施設を民間活用により整備し、観光集客策を考えては。

②車中泊によるペットの同行・同伴避難場所の拠点に。

③各種団体の備品倉庫を集約、災害協定を結び防災拠点に活用しては。

（２）開成小学校北側の公有地を駐車場として整備しては。

（３）「北部地域」金井島緑陰自由運動広場は、幼稚園建設予定地とされている。周辺では、酒造の再生が進められており、瀬戸屋敷に続く観光拠点になると考えますが、駐車場の不足が発生し地域住民に影響が出ると予測します。当面の利用方法として有料駐車場の整備を行っては。

（４）「南部地域」足柄紫水大橋横公有地について、現在の利用状況及び、駅前通り線周辺整備事業の移転候補地の提案、その後の経過について。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

平成28年度末現在、町が所有管理している「公有財産」は、土地が16万3,107.72平方メートル、及び建物4万2,255.82平方メートルとなっております。

公有財産は、地方自治法第238条第3項の規定により、「行政財産」と「普通財産」の二つに分類されます。

「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のことであり、役場庁舎など地方公共団体がその事務・

事業を実施する、自ら直接使用することを本来の所有の目的とするものを「公用財産」と呼び、道路、公園、学校など住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とするものが「公共用財産」と呼び、今回、御質問の４カ所の土地は、この「公共用財産」に分類されます。

また、「行政財産」以外の財産を「普通財産」と呼びます。

これは、直接特定の行政目的に供されるものではなく、一般私人と同等の立場で管理し、所有する財産のことで、利用方針が決定していない土地などが、これに該当します。

「行政財産」と位置付けている土地については、その全てが、現に、公用または公共用に供しているか、供することが決定しております。

しかし、現有の公有地ごとの将来的及び暫定的な利用計画策定の必要性は認識しており、今後、全体としてまとめる方向で取り組む必要があると考えております。

現在、全体としての計画は持っておりませんが、主な所有地については、土地利用の計画的かつ総合的な調整を図ることを目的として設置した『開成町土地利用調整委員会』において、利活用の方向性を定めております。

それでは、順次、それぞれの土地について、利用目的、利用方針を踏まえて、御質問にお答えをいたします。

１点目の「中部地域」松ノ木河原地区の公有地は、「あじさいまつりの臨時駐車場として活用しているものの、稼働率が低い状況であります」との御指摘についてであります。松ノ木河原地区の公有地は、松ノ木河原土地地区画整理事業により取得した土地であり、現在「松ノ木河原地区多目的広場」として管理しております。

取得時の目的としては、公共施設用地であります。具体的な計画はございません。現在は一時的な利活用であります。

現在、あじさいまつりなどのイベントにおける臨時駐車場、学校や幼稚園の行事による臨時駐車場など活用しております。

平成２８年度の活用状況、２１件の使用申請があり、延べ４６日の利用がございました。平時においては特に開放はしておりません。

なお、隣接する松ノ木河原第一公園と一体的な活用が可能なため、一部については公園利用者向けに開放し、平時における利活用を検討しております。

一つ目の御提案である、キャンピングカーやレジャー用多目的車等、車中泊で旅行する人の受け入れ施設を民間活用により整備し、観光集客策を考えてはについてお答えをいたします。

近年のアウトドアブーム等により、施設整備の形態によっては、松ノ木河原地区の公有地でのキャンピングカーやレジャー用多目的車等によるキャンピング需要は多少あると思います。しかし、この公有地は、松ノ木河原地区土地地区画整理事業により整備された市街化区域内の優良な住宅地に隣接しているため、キャンピングカー等によるレジャーとしての利用は考えておりません。

二つ目の御提案である、車中泊によるペットの同行・同伴避難場所の拠点にをお答えをいたします。

災害時のペット問題については、東日本大震災の状況を受け、２０１３年に国が「災害時におけるペットの救援対策ガイドライン」を策定いたしました。ガイドラインでは、ペットが家族の一員であるという意識が一般的となりつつあり、ペットとの「同行避難」を基本として自治体に避難所や仮設住宅で可能な限りペットの受け入れを求めています。

避難所でのペットの受け入れは、ペットが苦手な人もいるため、自治会館等の小規模な避難所での受け入れは難しい状況であります。受け入れる場合には、規模の大きな広域避難所で被災者との適切な距離が確保できる体制を整えるなどの対策が必要になります。

しかしながら、熊本地震においては、ペットを避難所の中に入れたことによって、ペットの鳴き声や、においなどにより、避難者から苦情が寄せられるなど、多くの問題が発生をいたしました。これらの熊本地震の教訓を検証すると、今後は通常の避難所とは別にペットと飼育者が一緒に寝泊まりできる場所が必要になる場合があると考えられます。

災害時にペットと飼育者が一緒に寝泊まりできる避難場所については、その時の災害状況によりケース・バイ・ケースで、町内の利用可能な公園などを活用していきたいと考えております。また、調査、検証の結果により、松ノ木河原地区の公有地が適地であれば柔軟に対応していきたいと考えております。

三つ目の御提案である、各種団体の備品倉庫を集約、災害協定を結び防災拠点に活用しては。についてお答えをいたします。

町内で各種団体が保有している備品倉庫には、商工振興会、婦人会、文化団体などの備品倉庫や自治会の防災倉庫など様々なものがあります。

各種団体の倉庫の集約については、現在は松ノ木河原地区の公有地を広域避難所に指定しておりませんが、その見直しの際には、検討の余地はあると考えられます。

一方、各自治会の防災倉庫については、災害時に「共助」という部分で地域において災害対応を行うために必要な倉庫であることから、松ノ木河原地区の公有地に集約することは、現実的ではないと考えております。

災害協定の締結については、災害への対応力を高めるために、各種団体に限らず、今後とも必要に応じて協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

また、松ノ木河原地区の公有地の将来的な利活用方法については、例えば、防災資機材などを集約した倉庫を設置するなど、防災の拠点となり得るような活用を踏まえ、今後も検討してまいりたいと思っております。

２点目の開成小学校北側の公有地を駐車場として整備をについて、お答えをいたします。

御質問は、平成２６年１２月に開成小学校の学校用地として北側隣接地を購入し、学校用地を拡大した箇所を指していると思います。面積は２７０．９９平方メートル

ルであります。購入に至る経緯といたしましては、この土地が売却されるとの情報を得て、庁内で検討し、小学校の北側が民地との境が不整形でありましたので、用地を整形地とするとともに、他の方が購入した場合の活用方法によっては、学校の教育活動に何らかの影響を及ぼすおそれがあったこと。また、今後の子育てに関する施設整備等の需要の高まりが想定されることもあり、先行取得したものであります。

この土地の取得に当たっては、将来的な活用方法として、ビオトープの設置も検討されておりました。

現在は、草が伸び過ぎたときには、草刈り等を行いながら、学校周辺に昆虫採集や草花を観察する場所がなく、機会も減っていることから、主に1、2年生が生活科の自然観察等の場として活用しております。

現時点では、この部分についての整備方針は確定はしておりませんので、当面は引き続き自然観察の場として活用しながら、学校行事や社会体育団体等の大会などで駐車場が不足する場合には、現状のまま一時的に駐車場として運用していきたいと考えております。

3点目の「北部地域」金井島緑陰自由運動広場は、幼稚園建設予定地とされており、周辺では、酒造の再生が進められており、瀬戸屋敷に続く観光拠点になると考えるが、駐車場の不足が発生し地域住民に影響が出ると予測。当面の利用方法として有料駐車場の整備を。についてお答えをいたします。

金井島緑陰自由運動広場については幼稚園建設用地として購入をいたしましたが、当面は幼稚園を建設する予定はありません。現在は遊具を備え、自由に利用していただく広場として、地域の方に御利用していただいております。

さて、緑陰広場運動近くの瀬戸酒造では、民間による酒造の再生が進められておりますが、北部活性化のための重要な地域資源の再生に向けて、町としても連携していきたいと考えております。

なお、北部地域振興の拠点である瀬戸屋敷の東側駐車場を拡大し、大型バスも駐車できる駐車場に整備する計画であります。

しかしながら、これまであじさいまつり、ひな祭りをはじめとする瀬戸屋敷のイベントの際には、期間を定めて駐車場として使用を認めております。駐車場が不足する場合は、これまでと同様、臨時駐車場として使用を認めることで対応していきたいと考えております。

御質問は、金井島緑陰自由運動広場の当面の利用方法として、有料駐車場の整備をということではありますが、もともと幼稚園建設用地として購入したことから、例えば、常設型のプレイパークの用地など、子ども向けの施設用地としての活用も検討していきたいと考えております。

また、金井島緑陰自由運動広場の使用目的である「自由に運動できる場所」として、地域の方や子どもたちに利用していただいている現況でありますので、これまでと同様の扱いとしていきたいと考えております。

4点目の「南部地域」足柄紫水大橋横公有地、現在の利用状況及び、駅前通り線周辺整備事業の移転候補地の提案、その後の経過はについてお答えをいたします。

足柄紫水大橋横にある開成駅東口町有地は、もともとコミュニティ施設用地として取得したものでありますが、これまでも、足柄紫水大橋の建設中は資材置き場として一時利用されるなど一定の役割を果たしてきました。

近年では、イベント開催時の臨時駐車場、近隣マンションの立体駐車場のメンテナンス時の臨時駐車場、近隣商業施設の従業員臨時駐車場、地域の子ども会イベントの貸し出しなど有償無償を含め、利活用されているところであります。

また、平成29年から用地東側の一部、約580平方メートルを「ぷらっと開成」利用者向け臨時駐車場として整備をし、利活用をしております。

御指摘の土地については、平成28年3月定例会議において駅前通り線周辺整備事業における地権者の移転候補地としての御提案をいただいております。

開成駅周辺については、県西地域における広域交流拠点として、またうるおいと高い利便性を兼ね備えた新たな都市拠点の実現に向けて取り組んでおります。

町では、駅前通り線周辺整備事業を町総合計画や都市計画マスタープランに重要な事業として位置付けをしております。

この駅前通り線周辺整備事業では、平成28年度に事業想定区域の現況測量を実施したところであり、今年度は土地区画整理事業予定区域における道路、公園等の配置検討を含む基本設計を実施いたします。

また、この事業は、市街化区域の土地区画整理事業であることから、従来の保留地処分方式による土地区画整理事業ではなく、土地所有者の総資産額を補償する減価補償方式となるため、町による公共団体施行を想定しております。

現在のところ、まだ具体的な土地利用計画の立案に至っていないため、地権者の方に移転等の細かな意向を伺っておりません。

駅東側の公有地を、移転候補地とすることについては、有効な手段の一つとして考えております。今後の事業進捗にあわせて、地権者のニーズを把握して検討していきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

それでは、再質問していきたいと思えます。

まずは、（4）の南部地域の足柄紫水大橋横の公有地について、最初に再質問していきたいと思えます。

町長答弁の中では、有効な手段の一つとして考えている中で、今後、事業進捗にあわせて、地権者のニーズを把握していくという答弁をされておりますので、経過を見ていかなくはいけないなと認識したところであります。そのような中で、平成28年度には、現行測量を行ったということで、今年度については、基本設計と

というような答弁をいただいておりますところですが、今後の計画段階、当然、これはそれまでに有力な、例えば、計画がそこにくれば、今の話というのはなくなる場合も想定はするのですが、段階的に、どのようなタイミングで、ここら辺の提案をされる時期があるのかどうか、計画が考えられるのかというのを1点ちょっと聞きたいなと思っています。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

それでは、お答えを申し上げます。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業につきましては、今年度、平成29年度につきましては、町長答弁にもございましたが、土地区画整理事業予定区域におきまして、公共施設等の配置計画等を考えているところでございます。

続いて、平成30年度につきましては、土地利用計画に基づく民有地の換地、土地の再配置の関係のことについて検討を進めたいと考えてございます。目標的には、平成32年度事業化ということで考えている中で、平成30年度以降に、地権者の方との合意形成を具体的に進めていけたらと考えているところでございます。この中で、今現在につきましては、具体的なところがまだ出ておりませんので、今後、調査等をした中で、また、合意形成の中で、地権者の方と個別な交渉等を考えていけたらと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

もうちょっと確認なのですが、平成30年度に、ここら辺の代替地なども含めた中で、話をされていくという認識で良いのか、そこを再度聞きたい。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えを申し上げます。土地区画整理事業ということでは、基本的には、その区域内において、土地の再配置を行う事業でございます。この中で建物等を所有されている方につきましては、土地の再配置をする部分におきまして、まずは、こういったようなことで想定するかどうかということを御説明申し上げるところなのでございますけれども、その中で、場合によって、地権者の方が地区外への移転ということも御希望されるようであれば、その中で一つの候補地ということで、駅東側の公有地を検討に入っていくということで、当初の段階から移転に入るかどうかにつきましては、その交渉によってというところを考えているところでございます。そして、交渉に当たりましては、平成30年度に考えております、換地の関係、いわゆる土地の付け替えの関係の調査が終わった段階以降になってくるかなと

考えておるところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

山田です。あまり遠回しに言わないで、要は地権者次第ということですか。遠回しに言わなくて良いので、区画整理のことを聞いているのではなくて、今回は、紫水大橋横の公有地について、区画整理を今後やっていくについて、事業費がすごくかかるわけではないですか。そこら辺を加味した中で、提案の中で代替地として、そこら辺の等価交換も視野に入れた中でやられると事業費の捻出もできるのではないかという提案に至った経緯が今まであるわけではないですか。区画整理そのものを聞いているわけではないので、時期的にタイミングがすごく大事だと思うので、どういうタイミングでやられるのかなというところを聞いているだけなので、そこら辺、もうちょっと簡単に。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

タイミングにつきましては、今、課長の答弁にありましたとおり、平成３０年度以降ということになるかと思います。当然にこれにつきましては、いわゆる移転候補地ありきの交渉ということではございませんので、地権者の方の御意見、御意向を十分に尊重した中で、その中で可能性については検討すると、そういった内容でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

分かりました。では、今後、そのような中で、ぜひとも駅前通り線については、皆様も大変望んでいますので、早い事業の執行をしていっていただきたいということで、４番については、その確認だけだったので、次にいきます。

それでは、（２）の部分の開成小学校北側の公有地を駐車場として整備をということで、今回提案させていただいております。駐車場といっても、一概に何もしない状態の中で車を置くという提案ではなくて、ちゃんと整備をした中で、駐車場として整備をしたらどうかという部分の提案も含んでおりますので、答弁の中には、基本的には現状維持ということで答弁をいただいております。

そのような中で、ちょっと答弁の中でひどいなと思うのは、当面は引き続き自然環境の場として、単なる草が生い茂っているところを虫がいるから、自然鑑賞だというような答弁をいただいているのですが、いかがなものかなと思っていたのですが、ここら辺、議会側に開成町小学校北側の公有地については、平成２３年度開成

小学校大規模改修工事に伴い、北棟の解体撤去工事を行いました。後に活用方法として、ビオトープ案が示されました。平成26年には北側用地、先程言っていた82.11坪の土地を2,000万円で改修しましたが、現状では、いまだ手つかずの状態になっているという部分があり、購入するとき、また大規模改修工事のときには、夢のあるような提案をされていて、我々もその後どうなったのかなというので、遠目で見えていたのですが、公有地ということもあり、当初の平成23年度の大規模改修工事から早7年ですね。7年経っていて何もできないというものに疑問を感じております。

公有地を持つというのは、維持管理、当然これは草刈りだとか、整地だとか、そういうものが常に年間を通じて経費が掛かります。現状を見る限りでは、役場の職員、また教職員がやっているようなところをよく見るのですが、果たしてそのような管理状況で良いのかという疑問を持っております。公有地、ただでもらったものではないですから、有効に活用していくためには、予算確保をした中で、計画に基づいてやっていくというのが方向性だと思いますが、なぜ、進むのが遅いのではないのかなと感じるところですが、そこら辺、ビオトープ案が議会に示されておりますが、ここら辺も含めた中で、答弁、計画を再度お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

お答えします。

当面、用地は公共用地という中でも学校敷地でございます。学校敷地の活用につきましては、その拡大のとき、また北校舎のときの際に、その時点、時点でお示しをさせていただいているかと存じます。それで大規模改修以降、またその後にグラウンドの改修計画もあったのですが、それも実は計画には挙げましたのですが、延期しているという状況がございます。

なぜ、そういう事態になっていきますかというお話なのですが、今、御案内のとおり、例のプールの関係で、プールの建設をするしない、また、その場合、どこだという部分が今、最終結論に至っていない状況でございます。そういった意味合いも含めまして、現在、そこに手を付けるのは控えているという状況でございます。時点を追っていただければ、御理解いただけるかと思うのですが、その時点、時点で、そういった新たな検討課題が発生しますところで、整備に係るという部分は控えているという状況でございます。

ただいまのプールのお話が、結論につきましては、プールの話自体が総合計画、後期計画策定の際には、位置付けを検討するというのが、御説明しているところでございますので、その結論次第によって、その整備計画も同じような形でお示しすることになるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）



山田議員。

○2番（山田貴弘）

再度確認なんですが、ビオトープ案は消えたということなのですか。それは我々に散々計画を示した中で、なくなったんですよという報告もなしに、新たに今度はプールをつくるから、後期の基本計画の中で示した中で、またお示ししますという、やはり手順を踏んだ中で、当然、これはビオトープ案も示され、また、北側の公有地を購入するに当たっての提案も、確かに不整形であり、今後、ビオトープをつくる上で、もうちょっとあったほうが良いなという、我々も理解があった中で、これは議決していると思うのですが、そこら辺の手続を踏まないで、聞いたときにくろくろ変わるというのは、どうなのか。そこら辺の計画の見直しがあったときには、再度、今までこういう提案はあったのだけれども、こういうことが起き、前回のものはなくなったですよというようなものが、もうちょっと丁寧に報告していただきたい。また、説明していただきたいと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

私の説明の仕方が十分ではなかったのでしょうか。ビオトープ案を既になくしたとは申しございません。今現在、その時点でそういう御説明をさせていただきましたけれども、そこに向かって控えるか控えないか。これは先程申しましたとおり、後期基本計画の策定の際に、また新たなものがそこで出てきましたら、そこで改めてそこをやり直してというような形ではなくて、そういった形の中で検討するべきものと考えてございます。

今申ししたのは、ビオトープ案を今削っているという、計画の中から削ったということではございません。まだ、次の検討の中で、そういったこともお示しをできるというところでございます。

また、プール自体をそこにつくると決定もされていないということは御案内のとおりでございますので、そこも含めて御承知いただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ここら辺の論争をしても、どうにも前には進まないのですが、何せ、この開成町は、見渡すと、土地は買いました。でも、管理がしっかりしていないのですよ。今後、何をやりたいのと、よく町民からも言われるのですよ。

今回、役場の隣接している土地、ダイトモ跡地については、購入と同時に、舗装をした中で駐車場という形の方針の中で運用を図っているというところでは、これは理解が得られるなという解釈をしているのですが、あらゆるところに、そのような土地があつて、ましてや町民に、小学校の場合は、まだ、小学校の児童に開放し

ているという一面あるので、まだこれは理解をされるのですが、先程言った中部地域の松ノ木河原のところ町有地については、バリケードをやって、普段入れないような形で管理をしているという。年間を通じた中で、先程答弁の中では、46日間という日数を述べられましたが、果たしてこのような管理の状態で良いのかどうか。ここら辺、目的を持った中で、町長に特に言いたいのですが、こういうふうにやりたいのだよというアンテナを立ててもらいたいのですよ。そうする、必然的にいろいろなアイデアが出てくると思うのですよ。将来については、こういうふうにやりたいのだけれども、当面の利用として、当然、これはお金のかからないような形での運用にはなると思うのですが、こういう夢の中でこういう土地を利用して、町民に還元していくのだよというような、発信というのをしていただきたいのですよ。それが少ないから、町民から、何でそういう土地を持っているのだという意見が出ると思うのですよ。だから、そこの部分、町側も町長をリーダーとした中で発信していったきたいなと思うのですが、そこら辺、曖昧のような答弁に今回なっているので、最終的には何をやるのと、今後議論するとは言っているのですが、何のために持っているのですかという。使わないのだったら、処分すれば良いのではないかと思うのですが、そこら辺が夢というのですか。今後の利用方法というのは、もう少し示していただきたいなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

開成小学校の北側の土地の話だけで言うと今、山田議員から公有地全体の話が出ましたので、確かに山田議員が言われる部分もあると思います。そういう中で、きちんと長期の話の中で、後期基本計画をこれからつくっていきますので、その中できちんと、それまでに松ノ木河原、先程提案のあった使い道も含めて、きちんと取得したときの経緯がありますので、それに沿ったものの中で、きちんと考えていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

もうしばらく待ってくれということなので、良い話が挙がってくれば良いなと思う反面、そう言いながらも、その所有地については、維持管理費というものがかかるわけではないですか。現況としては、先程職員等が草刈り等をしているという、予算では挙がってこないのですが、管理費の草刈り費というのは挙がってこないのですが、これは見えない費用がかかっているわけではないですか。果たして職員にそういうことをやらせて良いのかというところが出ているのですよ。今日もそうですね。阿波踊りが9日に始まるので、庁舎の前の剪定をしていますよね。職員を採用するときに、剪定職員として募集したのかどうなのかはさて置いて、やは

りそこまで負担をかけるというのもいかがなのかという時期にも来ていると思うのですよ。やはりそういう管理費というものというのは、ちゃんと予算化した中で、シルバー人材、または業者にやっていただくという方針にしていかないと、何か公有地については、管理費はかかっていないような感じで予算なんかも挙げられているのですが、そこら辺、今後の維持管理について、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

山田議員から、温かいお言葉と申しますか、いただいております。実際には、駅の東の町有地も含めて、職員が実際に草刈りをしているところでございます。頻度もございますので、やはりのべつ幕なし職員が出てくるというも、職員もお給料の中で出ていますから、そこで経費がゼロというわけではございません。そこは費用対効果の面で、管理で外注したほうがよかろうかとかという判断は今後に向けて検討させていただいて、その辺はぜひとも入れていきたいとは個人的には思っておりますけれども、そこはまた、予算の中で他の予算との絡みもございますので、含めた中で、公園の維持管理等は、また、お金をかけてもやっているところですから、その辺との費用対効果も見ながら検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひそこら辺は負担のないような形で今後管理をしていっていただきたいと思います。

今回の質問の関係の中で、結構有料駐車場という文言の中で、有料というのは、費用の負担をしてもらった中で運営をしたらどうだという提案を、今回多く出させていただきました。その背景には、やはり来年度の予算、総務省で、地方交付税が2.5%カットするような話が耳に入っている中で、町の運営という中では、自主財源確保というのを、しっかりやっていかなければいけない。また、そのような仕組みづくりをしていかなければいけないという時代になってきているのではないのかなという部分で、ただ持っているのではなくて、やはりそこから財源を得るような形、固定資産税等がとれないような公有地であれば、せめても有料駐車場とした中で、財源確保をしていかななくてはいけないのではないのかなという部分で、有料駐車場というのを今回提案させているのですが、今後について、そういうものが国からも示されてくると思います。

そのような体制づくりの中で、どうやって今後自主財源を確保していくのか。現状で、南部区画が終わった後に、みなみ地区では住宅等増えた中で、固定資産税が増えているという現状は目に見えるように分かっているのですが、しかしながら、

それもある程度来たら頭打ちという部分では、やはり将来を見た中では、そういう仕組みづくりというのは重要だと思っているのですが、そこら辺、今回の提案、今までどおりの運営をしていくというような答弁がされているのですが、財源確保という観点から、どのように考えているか、質問したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、私からお答えをさせていただきたいと思います。

まさに直近のニュースですね。そのようなお話が流れてきておりまして、開成町に限らず、全国の地方公共団体、これから生き残りをかけて、先程お話のありました財源確保策ということはやっていくわけですが、ただ、この1点、公有地の貸し出しで、自主財源を確保するという金銭的な問題もあろうかと思えますけれども、一つのプロパガンダ的にやっていくということは、決して間違っていないと思うのですが、そのことが自主財源確保策の軸になるとは考えてございませんので、ただいまの段階では、どうしても臨時的な利用方法になっているというのが実際です。

先程、御指摘の例えば、駅東口については、これまで数社の、いわゆるコインパーキングの利用者の方とお話をさせていただきましたけれども、御承知のように隣接するコインパーキング、日頃、平日を見ますと、かなり空きが生じているという状況の中で、やはり商売としてやっていくのは難しいのではないかとということで、なかなかそのお話、商談が成立しないということもありますので、そういったものは、今後も働きかけを途切れることなく、こちらも動いてはまいりますけれども、ただいま御提案のありましたように、即時、そういったものがすぐに収入に結びつくというのはまた難しいのかなと思います。

また1点、ちょっと補足をさせていただきますと、あつてはいけないのですが、災害等が生じた場合に、例えば、仮設住宅を建てるですとか、がれきの置き場を確保するといったときに、ある一定規模の用地があるということは、決してマイナスではないといった別の側面もあるということも、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

田中課長の答弁の中で理解しなくてはいけないのかなという反面、災害が起きた場合の想定でものを言われても、これは町民の方から、何のために持っているんだという疑問を持たれているのですよ。景観がしっかりしていれば、町民もそういう声というのは挙がってこないと思うのですよ。だから、もっと言えば、有料駐車場、せめても舗装した中で、その土地を運用していく。また、災害が起きたときには、

その駐車場を封鎖した中で仮設住宅を建てるというところまでできると思うのですよ。

要するに一番言いたいのは、管理の問題なのです。管理をしっかりしていなくて、先程言っていた、中部地域の松ノ木河原の公有地については、バリケードで閉めて、46日間しか開放していないという。要するに町民に還元していないという、要するに町民に還元していない公有地が目の前にあったときに、いかがなものかという。そういう声が出ているので、やはり何かしらの手立てをしていかなければいけないという。その中で、今回自分が提案しているのが、キャンピングカーだとか、レジャー用多目的車の車中泊のできる駐車場です。そういうものも、一つの提案としてできるのではないかと。これも単なる車を停めていくのではなくて、今後、観光施策というものもつなげた中での提案なのですが、利用できるのではないかと。いう提案に至っているのですが、やはり現状を打破していかなければ、現状維持というのはあり得ないと思うのです。何かしらの手立てをして、そこを有効活用していかななくてはいけないと思うのですが、自分からは自分の頭の中で考えられる、あまり町の予算を使わないで、事業展開ができて、観光にも有効だという提案をさせてもらったのですが、先程、町長答弁では否定をされましたが、今後、その土地の利用について、現状維持というのは考え難いと感じているのですが、もう少し管理方法について、明確にすべきではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

最初に町長の答弁でも、具体的な公有地の全体像というか、そういう土地利用の方向性、個別のものをあらわす計画そのものがまだできていない、持っていないといったことの答弁をさせていただいた中で、今、山田議員からいただいたような、それぞれの個別の公有地の扱い、そういったものについては、全く町がどうしようかということを考えていないということではありません。その都度、土地利用調整委員会が庁舎、委員長は私になっていますけれども、それぞれ町の幹部の中で、松ノ木河原の土地ですとか、駅東側の町有地の利活用ですとか、そういったものを総合的な観点の中で扱っていくと。不動産業の業という扱いの中で、なかなか経営的な観点だけで、その土地の利用を考えるということが、なかなか割り切れないという事情もあります。それはなぜかと申しあげると、例えば、取得をした経緯ですとか、そういったことを考えますと、まるっきり売ったり、貸したりとか、有効活用を図るという捉え方を当然意識しなければいけないこととして認識はしておりますけれども、そういう大胆な発想の中で有効活用するということまで、なかなか判断し切れないという部分で、町長答弁をそれぞれ物足りない答弁というお話をされましたけれども、そのような状況になっていると、繰り返しになりますけれども、そういった全体的な公有地の利活用そのものを、長期的な観点とも暫定的な捉え方の中で有効活用をするには、どのように考えるのかということも含めて、できるだけ早い時期に個別計画をつくって、できれば後期のこういった計画の中にも位置付

けをして、それぞれの個別の土地の活用について位置付けを図り、予算化をしたいと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひとも計画を、もし予算化して示していただきたいと思います。

それと後、気になるのが、金井島緑陰自由運動広場については、常設型のプレイパーク用地なども考えられるという町長答弁がありました。そのかわり、あじさいまつり等のイベントには、臨時駐車場としても活用するという答弁が先程あったと思うのですが、考え方を教えていただきたいのですが、子どもたちが遊ぶ施設というものの、例えば、運動場なんかの場合というのは、車を乗り入れるというような場所ではないと認識はしているのですよ。やはり土の硬さというのは、安全面から考えると、遊ぶ広場に車が乗り着けて、踏んづけて、固くなったところで遊ばせるというのはいかがなものかなと思っているのですが、そこら辺の認識というのはされているのかどうか。プレイパーク広場というのは、今現在はやっていない、今後は常設型のということで、提案はされているのですが、自分の考えですが、できれば今後の計画については、例えば、金井島の自治会館なんていうのは敷地が広いので、そこら辺、自治会のところに集まるような雰囲気にして、緑陰広場なんかは、当面は駐車場として、瀬戸屋敷東側の部分の今後購入するであろう土地については、現状の土地利用として郊外から人を受け入れたときに、農作物をつくらせるような方向性を当面はしていって良いのではないのかなと、自分なりに考えるのですよ。そうすると、費用もかからないし、現状の部分で利活用ができると思うのですが、今、何点か質問らしきものを言いましたが、車が乗り入れるところを、子どもが遊ぶということが、果たしていかがなものかということと。そこら辺の緑陰広場のあり方、瀬戸屋敷前の大型バスが乗り入れるような駐車場を、果たしてお金をかけてつくるのだったら、現況のところにしたら良いんじゃないか。そこら辺、ちょっと答弁をいただきたいです。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

緑陰広場の利用方法の考え方の一つに、こういうことも考えられるのではないかとということで例示として挙げさせていただきましたのが、常設型のプレイパークというものでございます。その中でも、ある程度、区切って使えばとか、いろいろな形もあろうかと思しますので、先程の副町長の答弁の中にもありましたように、購入の経緯等を勘案しながら、いろいろ総合的に検討しなくてはならないといった中での一つの考え方の一つとして常設型プレイパークということを出させていただきますが、そういった中で、これはプレイパークの設置場所も検討していく中では、

候補地の一つではございますので、そういった意味合いというのを、先程の答弁と御理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

2点目の瀬戸屋敷の東部の駐車場の件でございますけれども、山田議員の御意見も一理あると思うのですけれども、御存知のとおり、現在の駐車場では、大型バスが全く入れないという状況であって、これは何とか改善をする必要があるというのが大方の意見でございます。そういった中で、東側に駐車場を大規模というのでもないのですけれども、拡大をしていくということは、あの周辺のこれからの北部振興にとっては非常に大切な場所である。駐車場として活用するわけですから、当然、舗装もして、きちんとした整備をするわけございまして、そういったことは、緑陰広場の今後の活用とはなじまないのではないかとということで。

また、これは蛇足となりますけれども、町が仮に議員の御指摘のように、農地として活用するということになりますと、やはり町がそのまま保有するということは、ちょっと法律的に難しい。そういった問題もございまして、駐車場としてやはりきちっと整備していくというのが妥当ではないかと、このように考えています。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

議員からの御質問であります、緑陰広場の土の管理というような部分のお話ございました。現在、自由運動広場ということで、地域の方、子どもさんたちに広く開放して使っていただいているというようなところがございしますが、駐車場として利用するときは、全く臨時ということで一定の期間は使っておりますので、それを貸し出す際には、例えば、雨が降った後に乗り入れるですとか、そういったときには整備をするようにというようなことは伝えておりますので、臨時的な使用では、問題がないのではないかと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

要するに、車を乗り入れについては問題ないと思うのですが、そのところを増設のプレイパーク等を今後行っていく中で、子どもが利用していないときには、臨時的に駐車場として使う。これは緑陰広場に限らず、松ノ木河原の公園もそうだと思います。あじさいまつりのときには臨時駐車場として活用していかないと、受け入れ態勢がとれないというのも分かっておりますので、そこら辺の位置付け、子どもの安全が第一だと考えておりますので、現況で管理ができていないというのが一番目に見えて分かるので、何ら車を乗り入れた後も果たして点検をしているのかどうか。例えば、ガラスが落ちているのかとか、そういうのも含めた中でできている

のかということで不安がありますので、やはりそこら辺、空いているからこういうふうにするのだという認識ではなくて、計画を持った中で、今後計画をしていくということ、先程位置付けの指摘ということを副町長からも言われておりますので、そこら辺含めた中で、ちゃんと予算を確保した中で、見えない人件費で管理をしているのではなくて、やはり見えるような形の中で管理をしていっていただきたいなと思います。この辺で答弁は良いとして。

最後に、これ一つだけ言わせてもらいたいのですが、このたびの提案に至った背景として、歴史的な建物や史跡などを生かした地域振興が進めやすくなるよう、文化庁は文化財保護法を大幅に改正する方針を決めています。市町村が地域の文化財の保護、活用に関する基本計画を定め、国の認定を受けることを条件としております。

簡単に言いますと、権限が市町村に移譲するということです。開成町については、国の指定する重要文化財はないので、これには該当しないのですが、国そのものが、文化財を利用した中で、観光をやはり重要視しているところに目を向けてほしいのですよ。やはり北部地域については瀬戸屋敷、先程言っていた、酒造の再生というものが行われているのですよね。その中で町でも支援をしていきたいということ、先程述べているわけですから、やはりそういうものを総合的に見たときに、国が認めるような歴史的な文化財というのは、現況で起きているもので、後からくるものもあるのですよ。やはりそのような目標を向けた中で、歴史的な文化財になるようなまちづくり、地域づくりというようなものをつくっていきながら、仕掛けづくりというのをしていただきたいなという願いがありました。要するに開成町の今後について、北部については、観光拠点の位置付けにするには、北部だけではだめなのですよ。松ノ木河原の公有地を利用した中で誘導をしていく。観光客を連れてくるための何かの仕掛けをつくりたいなという思いがあったもので、今回の質問を全体的な部分で、公有地のあり方として質問をさせていただきました。観光に力を入れた中で、元気な力を外から入れるような形で開成町を元気にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで質問を終わりにさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

本日の一般質問はここまでとして、明日も引き続き一般質問を行います。本日の日程は終了いたしましたので、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 3 3 分 散会